

共起ネットワーク分析を用いた乳幼児期に 求められる「人間関係」の内容分析

－「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に着目して－

Content Analysis of Human Relations Required for Infants Using a Co-occurrence Network Analysis: From the Viewpoint of “National Curriculum Standards for Kindergartens,” “Guidelines for Nursery Care at Day Cares” and “Certified Center for Early Childhood Education and Care”

小沼 豊

KONUMA Yutaka

要 約

国は幼児期における教育・保育に関して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」など 10 項目を示している。保育現場では、教育課程の編成や組織的かつ計画的に教育活動の向上を図ること（「カリキュラム・マネジメント」）が求められている。「幼稚園」は、学校教育法上の「学校」として「幼稚園教育要領」に基づいて教育が行われ、「保育所」は児童福祉法の「児童福祉施設」として「保育所保育指針」に基づいて保育が行われる。そして「幼保連携型認定こども園」は、認定こども園法により「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が行われる。そして、「ねらい」・「内容」が記される領域（健康、環境、人間関係、言葉、表現）によって保育内容が統一されている。

本研究では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の変遷について捉えた上で、その保育内容の 1 つである「人間関係」の記述に着目して内容分析を行った。分析はテキストマイニングの手法である共起ネットワーク分析を行った。その結果、「幼稚園教育要領」は『「自分」ということに中心を置き、相手に気付く、行動を考える』という特徴を有していた。「保育所保育指針」は『「味わう」ということを中心として、友達と一緒に活動しその中で協力・工夫していく』という特徴を有していた。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の両方の特徴を有していることが分かった。保育実践においては、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の特徴を理解した上での働きかけが重要である。領域「人間関係」だけではあるが、単語の結びつきを可視化できたことは保育現場における一助になることを期待している。

キーワード：「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「人間関係」、「共起ネットワーク分析」「テキストマイニング」

I. 問題と目的

I-1 乳幼児教育の基本となる内容と目標の改訂

文部科学省(2017)は、幼稚園教育要領(以下、教育要領)の改訂を実施した。保育所における保育所保育指針(以下、保育指針)は、厚生労働省の所管であるが、同じ「幼児期の教育」として、教育要領の改訂と歩調を合わせて改訂された(厚生労働省、2017)。そしてまた、教育・保育の一体型施設である「認定こども園」⁽¹⁾における「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」⁽²⁾(以下、教育・保育要領)にも反映されている。

「教育要領」・「保育指針」および「教育・保育要領」の中には、「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現」という5領域が示されている(内閣府、文部科学省、厚生労働省;2017)。5領域は乳幼児⁽³⁾の人間としての発達の側面から、内容を区分している重要なものであり、保育実践はこうした領域に則して行われている。「教育要領」・「保育指針」および「教育・保育要領」では、5領域を維持しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」という10項目が示されている。そして保育現場では、こうした10項目からなる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、教育課程を編成することや教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の向上を図ること(「カリキュラム・マネジメント」)が求められている。

「小1プログラム」などといった課題に対して、幼稚園や保育所そして認定こども園と小学校との「連携」や「接続」が重要であり、幼児期からの連続性に重点を置いていると理解できる。すなわち、幼児期の豊富な体験を通して育成される10項目は、小学校との効果的な「接続」を期待していると言える。このことは、教育要領「第1章総則の5 小学校教育との接続に当たっての留意事項」(2)の中で「・・・『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする」と示されている。しかしながら、単に幼児期における教育が小学校教育の前倒しや先取りということではなく、幼児期の特性に応じた教育を充実させていくことが重要と言える。そこでは、小学校との「接続」を考えながらも、そこにいる幼児の成長発達を促す教育の両輪が重要になる。それは、「保育指針」や「教育・保育要領」においても同様のことが言え、効果的なカリキュラム・マネジメントが求められているのである。だからこそ、「教育要領」・「保育指針」「教育・保育要領」における5領域(「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現」)に至るまでの経緯や「ねらい」と「内容」を的確に捉えておく必要がある。

I-2 「教育要領」・「保育指針」および「教育・保育要領」の変遷

(1) 「保育要領」

「教育要領」・「保育指針」および「教育・保育要領」では、「ねらい」と「内容」が記されており、

5 領域で統一されている。こうした保育内容に至るまでの変遷に関しては、1947 年に文部省が「幼児教育内容調査委員会」を設置し、幼児教育の手引き書（「保育要領－幼児教育の手引き－」）として 1948 年に「保育要領」を発出した。この手引き書では、「幼児の保育内容－楽しい幼児の経験－」として、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、制作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事といった 12 項目を示した。

(2) 「幼稚園教育要領」

幼稚園は小学校の準備教育としての役割が求められ、1956 年に文部省は「保育要領」を見直し、教育課程の基準（幼稚園教育の役割を明確化）として「幼稚園教育要領」を発出した。そこでは、「健康」・「社会」・「自然」・「言語」・「絵画制作」・「音楽リズム」といった 6 領域にまとめられ、その目標を達成するために「幼児の望ましい経験」を示した。そして、1989 年に「子どもが中心となる保育」、「環境による保育」を基本理念として、「健康」・「環境」・「人間関係」・「言葉」・「表現」の 5 領域に改訂された。この 5 領域は 2017 年の改訂にも踏襲されている。

(3) 「保育所保育指針」

「保育所保育指針」に関しては、1965 年に厚生省によって示された⁽⁴⁾。領域については、2 歳未満児は「生活」・「遊び」、2 歳児は「健康」・「社会」・「遊び」、3 歳児は「健康」・「社会」・「遊び」「言語」、4 歳児以上は「健康」・「社会」・「自然」・「言語」・「造形」・「音楽」という 6 領域であった。なお、この保育指針は保育実践における「ガイドライン」として示されたものであり、保育現場の柔軟な取り扱いとされた。1989 年の「教育要領」改訂の後に、1990 年に「保育指針」の改訂が行われた。この改訂では、「6 ヶ月未満」からの発達の区分になり、3 歳未満は領域を設けていない。3 歳以上については、「教育要領」と同様に、5 領域（「健康」・「環境」・「人間関係」・「言葉」・「表現」）に改訂された。そして、2008 年の改訂（第 3 次）では、厚生省の「通知」としての「ガイドライン」であったものが「告示」とされ法的拘束力を有し、「児童福祉最低基準（第 35 条）」として位置付けられた。

(4) 「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」

2015 年「子ども・子育て支援新制度」が実施された。この制度は、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」という考えに基づいて設計されている。2014 年 4 月 30 日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は認定こども園法第 10 条 1 項に基づき「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の告示を公示した。教育保育の内容については、「教育基本法及び児童福祉法に示す教育及び保育の目的等の達成を目指し策定されるべきもの」として、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」との整合性が図られている。具体的に整合性を図る内容として秋田（2016）は、生きる力の基礎を育成すること、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育、子どもの最善の利益の考慮、満 3 歳未満の子どもの保育に留意することを指摘している。そしてまた、「教育・保育要領」第 1 章総則に記された「教育及び保育の基本及び

目標」は「教育要領」と「保育指針」に基づいている。「教育・保育要領」の構成は、「教育要領」と同様に3章立てになっている。すなわち、「第1章 総則」「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」「第3章 指導計画作成に当たったの配慮すべき事項」である。この中の第2章の中では、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）が記されている。

「幼稚園」は、学校教育法上の「学校」として「教育要領」に基づいて教育が行われる。「保育所」は児童福祉法の「児童福祉施設」として「保育指針」に基づいて保育が行われる。そして「幼保連携型認定こども園」は、認定こども園法の改正⁵⁾により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」（「幼保連携型認定こども園」の創設）として、「教育・保育要領」に基づいて教育・保育が行われる。なお、「教育・保育要領」は、幼稚園型、保育所型、地域裁量型のといった、幼保連携型認定こども園の施設以外にも踏まえることになっている。

1-3 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」

保育内容の領域として「健康」「環境」「言葉」「表現」そして「人間関係」の「ねらい」と「内容」が記されている。幼児にとって、幼稚園や保育所そして認定こども園は、誕生してから初めて集団生活を行う場になる。保育者との信頼関係を基盤に居場所を内在化しながら、興味関心を示し取り組むようになる。クラスに所属し、同年齢の他児と知り合いになり、遊びや活動を通して人間として発達していくのである。他児との「人間関係」の中で、自己主張のぶつかり合いによる葛藤を経験することによって、道徳性や社会性を芽生えさせる契機になったり、活動を一緒に行うことによって自立心や充実感を養うことになる。例えば、「保育指針」の総則における「(2) 保育の目標」では「(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」とされ、「(3) 保育の方法」では「(エ) 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること」と明記されていることから、道徳性や社会性の育成に集団での人間関係が重要だと分かる。この目標や方法は、「教育要領」や「教育・保育要領」にも共通している。領域「人間関係」の「内容」に関して、13項目から構成されている（表1）。同年齢の発達段階にある乳幼児を対象としていることから、共通する項目が多いと言える。

表1「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」における領域「人間関係」の記述

「教育要領」 (幼稚園教育要領)	「保育指針」 (保育所保育指針) 3歳以上の保育に関する ねらいと内容	「教育・保育要領」 (幼保連携型認定こども園教育・保育要 領) 満3歳以上の園児の教育及び保育に関 するねらいと内容
他の人々と親しみ、支え合って生活する ために、自立心を育て、人とかかわる力 を養う。	他の人々と親しみ、支え合って生活する ために、自立心を育て、人と関わる力を 養う。	他の人々と親しみ、支え合って生活する ために、自立心を育て、人とかかわる力 を養う。
1. ねらい	(ア)ねらい	1 ねらい
(1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行 動することの充実感を味わう。	①保育所での生活を楽しみ、自分の力で 行動することの充実感を味わう。	(1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽 しみ、自分の力で行動することの充実感 を味わう。
(2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、 愛情や信頼感をもつ。	②身近な人と親しみ、関わりを深め、工 夫したり、協力したりして一緒に活動する 楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。	(2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工 夫したり、協力したりして一緒に活動する 楽しさを味わい、愛情や信頼感を持つ。
(3) 社会生活における望ましい習慣や態度 を身に付ける。	③社会生活における望ましい習慣や態 度を身に付ける。	(3) 社会生活における望ましい習慣や態 度を身に付ける。
2. 内容	(イ)内容	【内容】
(1) 先生や友達と共に過ごすことの喜び を味わう。	①保育士等や友達と共に過ごすことの喜 びを味わう。	(1) 保育教諭等や友達と共に過ごすこと の喜びを味わう。
(2) 自分で考え、自分で行動する。	②自分で考え、自分で行動する。	(2) 自分で考え、自分で行動する。
(3) 自分でできることは自分でする。	③自分でできることは自分でする。	(3) 自分でできることは自分でする。
(4) いろいろな遊びを楽しみながら物事を やり遂げようとする気持ちをもつ。	④いろいろな遊びを楽しみながら物事を やり遂げようとする気持ちをもつ。	(4) いろいろな遊びを楽しみながら物事を やり遂げようとする気持ちを持つ。
(5) 友達と積極的にかかわりながら喜び や悲しみを共感し合う。	⑤友達と積極的に関わりながら喜びや悲 しみを共感し合う。	(5) 友達と積極的にかかわりながら喜び や悲しみを共感し合う。
(6) 自分の思ったことを相手に伝え、相 手の思っていることに気付く。	⑥自分の思ったことを相手に伝え、相手 の思っていることに気付く。	(6) 自分の思ったことを相手に伝え、相 手の思っていることに気付く。
(7) 友達の下さに気付き、一緒に活動す る楽しさを味わう。	⑦友達の下さに気付き、一緒に活動する 楽しさを味わう。	(7) 友達の下さに気付き、一緒に活動す る楽しさを味わう。
(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目 的を見だし、工夫したり、協力したりな どする。	⑧友達と一緒に活動する中で、共通の目 的を見だし、工夫したり、協力したりな どする。	(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目 的を見だし、工夫したり、協力したりな どする。
(9) よいことや悪いことがあることに気付 き、考えながら行動する。	⑨よいことや悪いことがあることに気付 き、考えながら行動する。	(9) よいことや悪いことがあることに気付 き、考えながら行動する。
(10) 友達とのかかわりを深め、思いやり をもつ。	⑩友達との関わりを深め、思いやりやも つ。	(10) 友達とのかかわりを深め、思いやり をもつ。
(11) 友達と楽しく生活する中できまりの 大切さに気付き、守ろうとする。	⑪友達と楽しく生活する中できまりの大 切さに気付き、守ろうとする。	(11) 友達と楽しく生活する中できまりの 大切さに気付き、守ろうとする。
(12) 共同の遊具や用具を大切にし、み んなで使う。	⑫共同の遊具や用具を大切にし、皆で 使う。	(12) 共同の遊具や用具を大切にし、皆で 使う。
(13) 高齢者をはじめ地域の人々などの 自分の生活に関係の深いいろいろな人 に親しみをもつ。	⑬高齢者をはじめ地域の人々など自分 の生活に関係の深いいろいろな人に親し みを持つ。	(13) 高齢者を始め地域の人々などの自 分の生活に関係の深いいろいろな人に 親しみを持つ。

I-4 本研究の目的

保育実践における基礎となる要領や指針は1948年の「保育要領」から発し、「教育要領」「保育指針」そして「教育・保育要領」と変遷してきた。そして、保育内容の領域として「健康」「環境」「言葉」「表現」そして「人間関係」の「ねらい」と「内容」が記されている。「ねらい」と「内容」は保育実践における「カリキュラム・マネジメント」を考える上での基礎となるものと言える。そこで、本研究では、保育内容の1つである「人間関係」の記述に着目して内容分析を行っていくことにする。こうした保育内容の分析は、今日の改訂版を読み解く上で重要となろう。

II. 方法

(1) 分析対象

「教育要領」「保育指針」そして「教育・保育要領」における、領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の記述を分析対象とした。

(2) データ分析の手順

テキストマイニングの手法であるKH corder（樋口、2004；2014）を用いて内容分析を実施した。分析の際には、「ねらい」と「内容」を含めて行った。「ねらい」と「内容」を含めて分析した理由は以下の2点である。1点目は、「ねらい」のみの抽出では文字データ（文章量）が少なく、分析ができないこと。2点目は、「内容」のみの分析を試した結果、構造的な差異が確認できなかったことにある。分析の手順は以下の通りである。(1)「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」の記述内容をテキストデータとして変換し、HTMLマーキングによって文章の範囲を明確にした。(2)同じ意味で使われた言葉は、同じ単語としてカウントされるように修正を加えた。(3)形態素分析を行い、分析対象となる文章を単語の単位に区切って、各単語の品詞を判別した。(4)単語頻度分析で単語の出現回数を分析した。(5)単語と単語の結びつきを探るために、共起ネットワーク分析を行った。

III. 結果

(1) 単語頻度分析による「出現回数」

単語頻度分析による「出現回数」を検討した。その結果、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」に明記された領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」のデータ総数に関しては、まず「教育要領」は250語（うち120語を使用）、異なり語数は97語（うち69語を使用）であった。次に「保育指針」は280語（うち130語を使用）、異なり語数は102語（うち70語を使用）であった。最後に「教育・保育要領」は276語（うち135語を使用）、異なり語数は109語（うち76語を使用）であった。そして、領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」から単語の「出現回数」を示した（表2）。

表2 領域「人間関係」の「内容」と「ねらい」における単語の出現回数

幼稚園教育要領		保育所保育指針		教育・保育要領	
	出現回数		出現回数		出現回数
自分	7	自分	7	自分	7
友達	6	友達	6	友達	6
気付く	4	気付く	4	楽しい	4
生活	4	生活	4	気付く	4
楽しい	3	味わう	4	生活	4
行動	3	一緒	3	味わう	4
味わう	3	楽しい	3	活動	3
いろいろ	2	活動	3	行動	3
楽しむ	2	行動	3	持つ	3
活動	2	いろいろ	2	いろいろ	2
喜び	2	楽しむ	2	一緒	2
考える	2	関わり	2	楽しむ	2
思う	2	喜び	2	喜び	2
深める	2	協力	2	協力	2
人	2	工夫	2	工夫	2
相手	2	考える	2	考える	2
大切	2	思う	2	思う	2
※出現回数1回の語の例 「やり遂げる」「愛情」「悪い」 「一緒」「過ごす」「関係」「共 感」「共通」「共同」「協力」 「見いだす」「工夫」「高齢」 「習慣」「充実」など		深める	2	深める	2
		人	2	人	2
		相手	2	相手	2
		大切	2	大切	2
		保育	2	※出現回数1回の語の例 「やり遂げる」「愛情」「悪い」 「過ごす」「関わり」「関係」 「気持ち」「共感」「共通」「共 同」「見いだす」「高齢」「習 慣」「充実」など	
		※出現回数1回の語の例 「やり遂げる」「愛情」「悪い」 「過ごす」「関わり」「関係」 「気持ち」「共感」「共通」「共 同」「見いだす」「高齢」「習 慣」「充実」など			

「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」に共通して、「自分」「友達」「気付く」「生活」といった単語に頻出回数が多かった。これらは、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」の作成段階から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」における「内容」や「ねらい」の整合性がなされていた結果と言える。

(2) 共起ネットワーク分析

単語頻度分析による「出現回数」を捉えた上で、単語と単語の結びつきを探るために、共起ネットワーク分析を行った。この分析によって、単語の出現パターンの類似した語（共起の程度が強い語）を線で結んだネットワーク図を描くことができ、単語の繋がりを可視化することができる。強い共起関係ほど太い線で、出現回数の高いほど大きな円で描かれる。本研究では、強い共起関係と円（出現回数）の大きさに着目して「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」をみていくことにする。

(2-1) 「幼稚園教育要領」の共起ネットワーク

「教育要領」における 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図を示した(図1)。

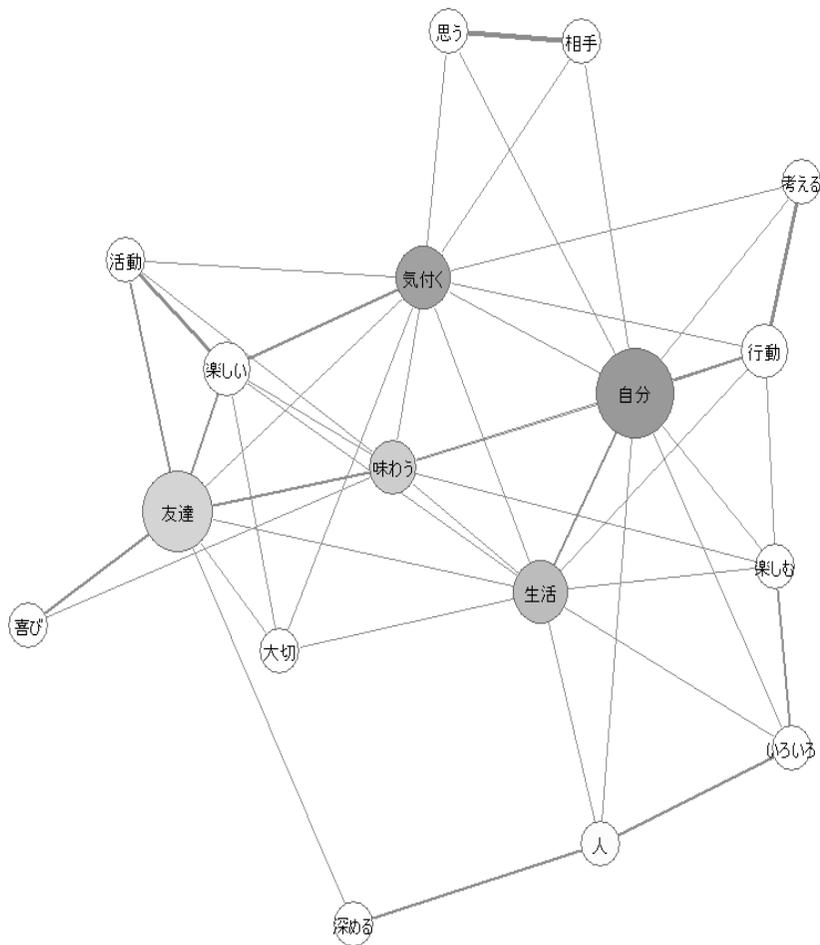


図1 教育要領 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図

共起関係については、『「思う」「相手」』『「活動」「楽しい」』『「考える」「行動」』という単語同士の結びつきが強かった。また、円(出現回数)の大きさに関しては、「自分」「友達」「気付く」「生活」「味わう」という単語を中心として、構成されていた。そして、こうした頻出回数の高い単語は、強い共起関係の単語とも繋がりを確認できた。例えば、強い共起関係であった『「思う」「相手」』は、「気付く」という単語に繋がり、『「考える」「行動」』は「自分」という単語に繋がっていた。そしてまた、『「活動」「楽しい」』は「友達」という単語に繋がりがみられた。つまり、『「自分」』ということを中心に置き、相手に気付く、行動を考える』といったことに特徴をみることができる。

(2-2) 「保育所保育指針」の共起ネットワーク

「保育指針」における 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図を示した(図2)。

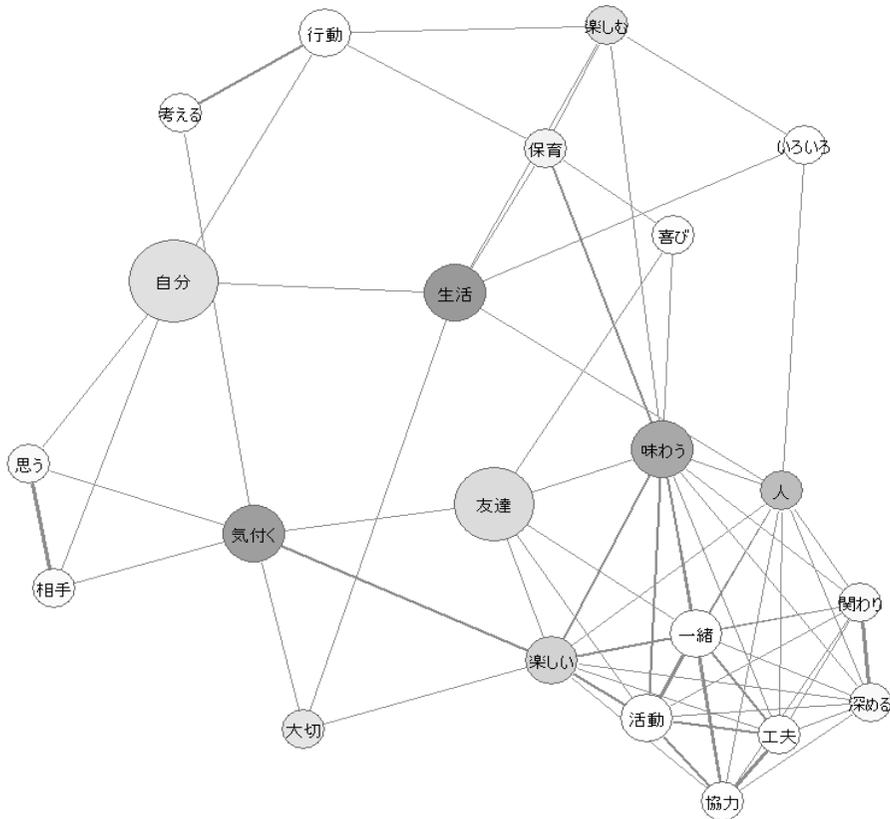


図2 保育指針 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図

共起関係については、『「考える」「行動』『「思う」「相手』『「気付く」「楽しい』『「味わう」「楽しい』『「楽しい」「活動』『「楽しい」「一緒に』『「味わう」「一緒に』『「一緒に」「工夫』『「一緒に」「協力』『「活動」「協力』『「関わり」「深める』という単語同士の結びつきが強かった。そしてまた、『「一緒に」「活動」「協力」「工夫』という単語には、相互に共起関係が強かった。また、円(出現回数)に関しては、「自分」「友達」「気付く」「生活」「味わう」という単語が大きかった。そして、「味わう」という単語は「一緒に」「楽しい」「保育」との強い繋がりが確認できた。加えて「楽しい」という単語からも「一緒に」「活動」との単語にも強い繋がりが確認できた。つまり、『「味わう」ということを中心として、友達と一緒に活動しその中で協力・工夫していく』といったことに特徴をみることができる。

(2-3) 「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の共起ネットワーク

「教育・保育要領」における領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図を示した(図3)。

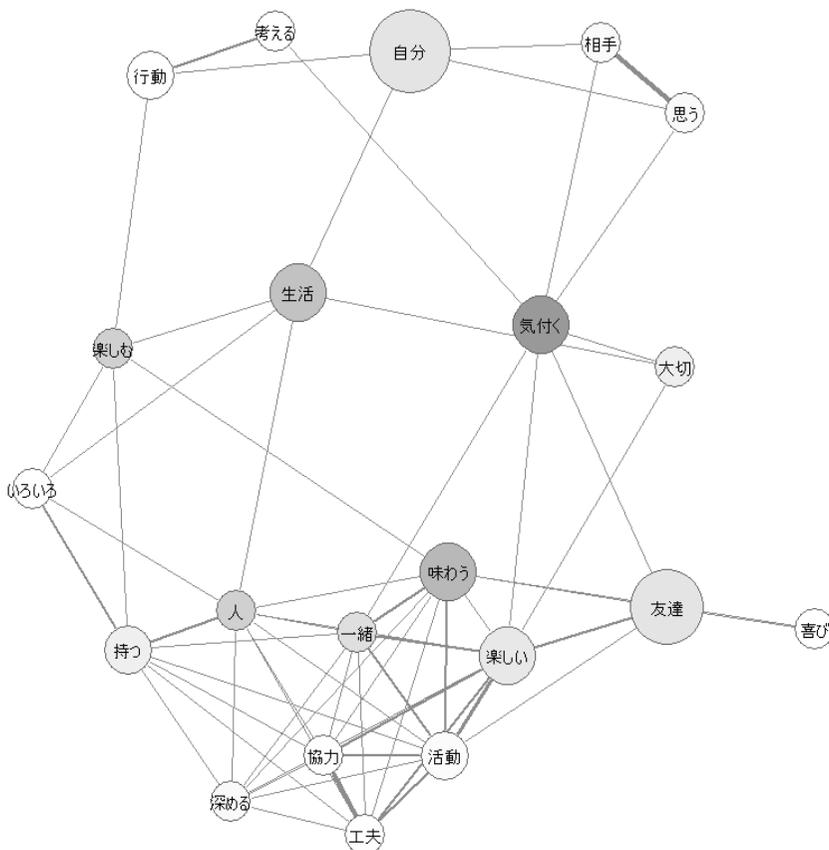


図3 教育・保育要領 領域「人間関係」の「ねらい」と「内容」の共起ネットワーク図

共起関係については、『「考える」「行動』『「相手」「思う』『「いろいろ」「持つ』『「持つ」「人』『「人」「一緒に』『「協力」「工夫』『「味わう」「一緒に』『「一緒に」「活動』『「協力」「活動』『「楽しい」「活動』『「友達」「楽しい』『「友達」「喜び』』といった単語同士の結びつきが強かった。また、円(出現回数)に関しては、「自分」「友達」「楽しい」「気づき」「生活」「味わう」という単語が大きかった。単語の出現回数と共起関係から「教育・保育要領」を2つに区別して捉えることができる。1つは、「自分」「生活」「気付く」という単語を中心としたまとまりである。例えば、強い共起関係であった『「行動」「考える』』は「自分」という単語に繋がり、『「相手」「思う』』は「自分」と「気付く」という単語に繋がっていた。これは、「教育要領」の単語の繋がりと類似していると言える。

もう1つは、「友達」「楽しい」「味わう」という単語を中心としたまとまりである。例えば、強い

共起関係であった『「人」「一緒」』『「一緒」「楽しい」』は「味わう」という単語に繋がり、『「協力」「活動」』は「楽しい」という単語に繋がった。そして『「味わう」「楽しい」』は「友達」という単語に繋がっていた。これは、「味わう」ということを中心として、友達と一緒に活動しその中で協力・工夫していくことを特徴としている「保育指針」の単語の繋がりと類似していると言える。

このように、「教育・保育要領」は「教育要領」の特徴である『「自分」ということに中心を置き、相手に気付く、行動を考える』という部分と、「保育指針」の特徴である『「味わう」ということを中心として、友達と一緒に活動しその中で協力・工夫していく』という部分を有していると言えよう。

考察

本研究では、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」において保育内容の1つである「人間関係」の記述に着目して内容分析を行った。その結果、出現回数の多い単語は「自分」「友達」「気付く」「生活」「味わう」といったものに共通していた。このことから、こうした内容を重視していると言える。しかしながら、共起ネットワーク分析によって可視化したネットワーク図からは、それぞれの特徴があることが確認できた。すなわち、「教育要領」は、『「思う」「相手」』『「考える」「行動」』といった単語に強い共起関係が確認でき、ネットワーク図の解釈から『「自分」ということに中心を置き、相手に気付く、行動を考える』という特徴があると言えた。そして「保育指針」は、『「味わう」「楽しい」』『「一緒」』『「味わう」「一緒」』『「一緒」「工夫」』『「一緒」「協力」』などといった単語に強い共起関係が確認できた。ネットワーク図の解釈から『「味わう」ということを中心として、友達と一緒に活動しその中で協力・工夫していく』という特徴があると言えた。最後に「教育・保育要領」は、『「行動」「考える」』『「相手」「思う」』といった単語や、『「一緒」「楽しい」』『「協力」「活動」』といった単語に強い共起関係が確認でき、ネットワーク図から「教育要領」と「保育指針」の両方の特徴を有していると言えた。「教育・保育要領」が「教育要領」「保育指針」の特徴を有しているのは、「ねらい」と「内容」に整合性が図られているという秋田（2016）の指摘にも通じるものと言える。しかしながら、その特徴を視覚的に表せたことによって、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」の単語の結びつきを直感的に捉えることができたことは、意義深いものがある。保育においては、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」の特徴を理解した上での働きかけが重要である。領域「人間関係」だけではあるが、単語の結びつきを可視化できたことによって、保育現場における一助になろう。

今後の課題として、保育は環境を通して総合的に実践されるものであり、他の領域ではどのようなネットワーク図になっているのかを検討する必要がある。そしてまた、単語の似た性質を持つものを集めてクラスター（まとまり）にしていく「階層的クラスター分析」や、対応分析（コレスポンデンス分析）による検討も重要になろう。「ねらい」と「内容」の視覚的な特徴を捉えることによって、保育における「カリキュラム・マネジメント」に寄与していくことを期待している。

(注)

- (1) 平成 18(2006)年 10 月から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され「認定こども園」制度が開始された。
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したものである。
- (3) 乳幼児は、乳児と幼児を合わせた呼び名である。児童福祉法上の定義では、乳児期は「乳児」と呼ばれる期間を指し、「生後から 1 歳未満まで」である。幼児期は「幼児」と呼ばれる期間を指し、「1 歳以上から小学校入学前の未就学児（6 歳未満）」である。
- (4) 1948 年に保育内容が「児童福祉施設裁定基準」に規定された。そして 1950 年に「保育所運営要領」、1952 年に「保育指針」が示され保育が行われていた。「保育所保育指針」が「幼稚園教育要領」に比べ遅れたことについて、早瀬・山本（2016）は保育所は救済的な施設として、積極的な教育や意図的な保育というよりも健康面や養護面といった側面を重視していたことが述べられている。
- (5) 認定こども園は、2006（平成 18）年 10 月に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）によって制度化された。

引用文献

- 秋田喜代美（2016）.『よくわかる幼保連携型 認定こども園教育・保育要領』, チャイルド社.
- 早瀬真紀子・山本弥栄光（2016）. 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く, プール学院大学研究紀要, 第 57 号, 365-380.
- 樋口耕一（2004）. テキスト型データの計量的分析 —2 つのアプローチの峻別と統合—, 理論と方法, 19(1), 101-115.
- 樋口耕一（2014）. 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—, ナカニシヤ出版.
- 厚生労働省（2017）. 保育所保育指針 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1190000-0-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>
- 文部科学省 幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要（資料 8）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/05120701/008.htm（2017 年 11 月 12 日）
- 文部科学省（2017）. 幼稚園教育要領_文部科学省 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_3_2.pdf
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2017）.『平成 29 年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 原本』, チャイルド社.